

質問書に対するQ・Aについて

1 募集要項について

Q 1	2(4)について、1年間分の上限金額（税抜き）はいくらか。
A 1	1年間分の上限金額（税抜き）は、111,800,000円となります。

Q 2 - 1	3(4)について、受託候補者の決定（平成30年3月9日予定）後、履行開始日（平成30年4月1日）までに履行準備ができていなければならないのか。
A 2 - 1	お見込みのとおりです。 今回の募集は、募集要項2(3)にある業務期間を通じて提供可能な内容の提案をおこなうものであり、提案内容の実現可能性についても評価の対象となります。

Q 2 - 2	3(4)について、履行開始日までに履行準備できない業者は参加できないということか。
A 2 - 2	お見込みのとおりです。 履行開始日までに履行準備できないことが明らかであるにもかかわらずこれを秘匿することは信義則に反するものと考えます。

Q 3	7(1)について、プレゼンテーションは、参加表明業者を対象として、個別に実施されるのか。
A 3	参加表明業者を対象として、個別に実施します。

Q 4 - 1	9(5)について、この契約は単価契約か、総価契約か。
A 4 - 1	総価契約です。

Q 4 - 2	9(5)について、契約金額の支払いは、四半期（3箇月）終了後、当該3箇月分の請求書の提出により行われるとの理解でよいか。
A 4 - 2	お見込みのとおりです。 ただし、請求に当たっては、当該期間中の事業実績に係る報告を求めるところがあります。

Q 5 - 1	10(2)について、契約解除は何箇月前に通知されるのか。
A 5 - 1	翌年度以降において、委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、本市は、市会議決後 3 月 31 日までの間に、速やかに受託者に対して通知を行います。

Q 5 - 2	10(2)について、契約解除をもって、業務委託自体が解約すると考えてよいか。
A 5 - 2	お見込みのとおりです。

2 仕様書について

Q 1	4 について、(1)及び(2)の資格を両方とも有している必要があるのか。
A 1	必要ありません。

Q 2	6(1)カについて、デジタルカメラを用いて写真撮影することとあるが、携帯カメラ等での代用は可能か。
A 2	当該業務専用の撮影機材（携帯電話を含む）で撮影することは可能です。

Q 3 - 1	6(2)について、撤去計画は乙（受託者）が作成するとの記載があるが、6(5)エで「概ね月 2 日程度、午後 9 時から撤去実施」する場合には、甲（京都市）からの指示で撤去計画が変更になるとの認識でよいか。
A 3 - 1	撤去計画は、乙（受託者）が（案）を作成し、甲（本市）が承認して、これを策定します。 なお、6(5)エに記載している「概ね月 2 日程度、午後 9 時から撤去実施」する場合には限らず、必要に応じて、本市と受託者の協議により、撤去計画は変更することとなります。

Q 4	6(2)カについて、天候等により撤去を中止する場合には、原則、あらかじめ甲（京都市）の承認を得ることとあるが、実施の何日前までに判断が必要か。
A 4	受託者は、天候等により撤去を中止する場合には、概ね 3 営業日前までに、本市に撤去計画の変更（中止）を伝え承認を得てください。 また、3 営業日前を過ぎてから、天候の急変等により撤去を中止する場合の取扱い等、詳細については、受託候補者との協議に付すものとします。

Q 5 - 1	6(3)イについて、作業時間は「原則午前 10 時から午後 10 時までの間に 1 日 8 時間の範囲」との記載があるが、撤去計画策定の際に時間の明記は必要か。
A 5 - 1	お見込みのとおり、撤去計画策定の際に時間の明記が必要です。 また、実績報告の際には、撤去作業を行った時間の明記も必要となります。

Q 5 - 2	6(3)イについて、作業時間は午前 10 時から午後 10 時までと記載があるが、1 日 8 時間の範囲内で早くしたり遅くしたりすることは可能か。
A 5 - 2	可能です。 ただし、乙（受託者）が作成した撤去計画（案）について、甲（本市）は、放置自転車の状況や撤去実績を踏まえ、本市の放置自転車対策に係る課題に対応するために、内容の変更を求める場合があります。（具体例：夜間撤去の日数の拡大）

Q 6	6(4)ウ(ク)について、搬送機材積み込み前なら返還してもよいか。
A 6	お見込みのとおりです。 所有者等の求めに応じて、搬送機材積み込み前であれば、撤去場所において、自転車を返還してください。その場合、保管料の徴収は不要です。

Q 7-1	<p>6(7)について、「市民等から放置自転車に係る相談・要望を受け付けること」と記載があるが、これは市民等から、電話等の手段で、乙（受託者）に直接連絡が入るとの認識でよいか。</p> <p>その場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙（受託者）の責任の下で対応するのか。 ・8(10)通信機材（電話回線分）は、この対応のために記載されたものか。
A 7-1	<p>市民等から放置自転車に係る相談・要望を受け付ける方法（事務所を設置しての対応の有無・電話受付等）については、仕様書で特定していませんので、応募者からの提案をお願いします。</p> <p>また、「市民等から放置自転車に係る相談・要望を受け付けること」とあるため、対面又は電話等の方法により、市民等から乙（受託者）に直接連絡が入ることとなります。</p> <p>なお、これらの対応に当たっては、本市があらかじめ作成したマニュアル等に沿って行っていただきますが、そのうえで発生する問題については、乙（受託者）はその責任の下で対応して頂くこととなります。</p> <p>最後に、8(10)通信機材（電話回線分）は、この対応も含めて、事業全般に対して記載したものです。</p>

Q 7-2	6(7)について、相談・要望の受け付け対応時間は 24 時間対応が必要か。
A 7-2	お見込みのとおりです。

Q 7-3	6(7)について、相談・要望の受け付け窓口の設置に当たり、現在設置されている撤去警告看板の連絡先の変更も受託者が行うのか。
A 7-3	お見込みのとおりです。

Q 8	7(12)について、タブレット端末が記載されているが、端末の仕様、個数はどうか。
A 8	<p>タブレット端末は、保管所において自転車情報入力用に使用するものとして貸与します。</p> <p>端末は、アップル iPad Air 2 Wi-Fi</p> <p>保管所において、自転車情報を入力する際に、概ね 1 台～5 台程度を貸与します。</p> <p>（貸与の内容は、京都市の事情により変更される場合があります）</p>

Q 9 - 1	8(1)について、撤去業務に使用する車両について、9(2)の条件以外に使用する車両に対する条件・指定はあるか。
A 9 - 1	<p>特にありません。</p> <p>ただし、乙（受託者）は、自転車の運搬に当たり損傷しないよう丁重に扱うこととし、必要に応じて養生を行う等の措置を講ずることとしています。そのために車両の施工・改造が必要となる場合には、あらかじめ本市にご相談ください。</p> <p>なお、当該車両に、本市があらかじめ認める内容以外の施工・改造、記載や掲示を施してはいけません。</p>

Q 9 - 2	8(1)について、撤去計画の際に、撤去場所により、乙（受託者）が車種を選定するという点でよいか。
A 9 - 2	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、甲（本市）が、事業の実施状況や市民等からの要望等に応じて、撤去業務の円滑な実施のうえで必要と認める場合には、受託者が行った車両の選定の変更を求めて、受託者と協議する場合があります。</p>

Q 1 0	8(12)について、具体的にどのようなものか。
A 1 0	業務上必要な物品等が発生した場合には、11(1)の規定に基づいて双方が協議して定めるものとし、その協議の結果、受託者が調達することとした物品について、8(12)により調達していただく場合があります。

Q 1 1	10(1)と募集要項の委託料の支払い方法の違いについて、説明してほしい。
A 1 1	<p>募集要項 9(5)では、「委託料は、受託者による本業務の履行実績を確認し、四半期毎に支払うものとする。なお、委託料の支払いに関する詳細については、受託候補者と協議のうえ決定する。」と、</p> <p>一方、仕様書 10(1)では、「本業務委託料の支払いについては、甲所定の請求様式により、あらかじめ双方が協議して定めた期日までに、請求を行うこと。」としています。</p> <p>これらを再度まとめると、次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料は、受託者による本業務の履行実績を確認し、四半期毎に支払う。 ・委託料の支払いは、甲（本市）所定の請求様式を用いて、受託者の請求により行う。 ・その他、請求期日等、委託料の支払いの詳細については、本市と受託候補者が協議のうえで決定する。

3 提案内容評価表について

Q 1 - 1	審査結果の通知について、通知の中で評価点の開示はあるか。
A 1 - 1	開示します。

Q 1 - 2	受託候補者の発表については、参加業者すべてに通知されるのか。
A 1 - 2	通知します。

4 その他

Q 1	受託候補者は、提案事項を必ず実現しなければならないか。
A 1	応募者は、実現可能な内容の提案を行うべきものであり、原則、受託候補者は自らの提案事項を必ず実現しなければなりません。

Q 2	受託候補者の決定後（平成 30 年 3 月 9 日以降）、現撤去業務受託者による撤去作業に同行することは可能か。
A 2	実施する方向で調整します。